

平成 25 年第 2 回安城市議会定例会付議案件

内 容										
議案番号	第 50 号議案									
議案名	安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について									
摘 要	<p>財団法人安城都市農業振興協会が公益財団法人の認定を受け名称を 公布の日～ 変更したことに伴うもの</p> <p>団体の名称の変更 財団法人安城都市農業振興協会 → 公益財団法人安城都市農業振興協会</p>									
議案番号	第 51 号議案									
議案名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について									
摘 要	<p>地方税法の改正等に伴うもの 1、2 26. 1. 1～ 3 27. 1. 1～ 4 公布の日～</p> <p>1 延滞金の割合を改定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>改定前の割合（年）</th> <th>改定後の割合（年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期限後 1 月</td> <td>改定前特例基準割合 （上限 7. 3 %）</td> <td>改定後特例基準割合 + 1 % （上限 7. 3 %）</td> </tr> <tr> <td>1 月経過後</td> <td>1 4. 6 %</td> <td>改定後特例基準割合 + 7. 3 % （上限 1 4. 6 %）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 改定前特例基準割合は、基準割引率（公定歩合）に年 4 % の割合を加算した割合をいう。 改定後特例基準割合は、貸出約定平均金利（租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により財務大臣の告示した割合）に年 1 % の割合を加算した割合をいう。</p> <p>2 居住用家屋を東日本大震災により滅失をした者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が、当該家屋の敷地を譲渡した場合は、当該相続人が当該家屋を被相続人が取得した日から所有していたものとみなして、個人市民税の長期譲渡所得等の課税の特例等の適用を受けることができるようにする。</p> <p>3 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除について、次の措置を講ずる。 （1）適用期限を 4 年間（居住開始年で平成 2 9 年まで）延長する。 （2）平成 2 6 年 4 月以降に住宅を取得した納税義務者に対しては、控除率を 4. 2 %（現行 3 %）と、限度額を 8 1, 9 0 0 円（現行 5 8, 5 0 0 円）とする。 ※（2）は消費税の税率が引き上げられた場合に限る。</p> <p>4 個人市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人の所在地を変更する。</p>	期間	改定前の割合（年）	改定後の割合（年）	納期限後 1 月	改定前特例基準割合 （上限 7. 3 %）	改定後特例基準割合 + 1 % （上限 7. 3 %）	1 月経過後	1 4. 6 %	改定後特例基準割合 + 7. 3 % （上限 1 4. 6 %）
期間	改定前の割合（年）	改定後の割合（年）								
納期限後 1 月	改定前特例基準割合 （上限 7. 3 %）	改定後特例基準割合 + 1 % （上限 7. 3 %）								
1 月経過後	1 4. 6 %	改定後特例基準割合 + 7. 3 % （上限 1 4. 6 %）								

内 容										
議 案 番 号	第 52 号議案									
議 案 名	安城市税外収入に係る延滞金に関する条例の一部を改正する条例の制定について									
摘 要	<p>市税の延滞金の割合の改定に準じ、税外収入の延滞金の割合を改定するもの 26. 1. 1～</p> <p>延滞金の割合の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>改定前の割合（年）</th> <th>改定後の割合（年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期限後 1 月</td> <td>改定前特例基準割合 （上限 7. 3 %）</td> <td>改定後特例基準割合 + 1 % （上限 7. 3 %）</td> </tr> <tr> <td>1 月経過後</td> <td>1 4. 6 %</td> <td>改定後特例基準割合 + 7. 3 % （上限 1 4. 6 %）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 改定前特例基準割合は、基準割引率（公定歩合）に年 4 %の割合を加算した割合をいう。 改定後特例基準割合は、貸出約定平均金利（租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により財務大臣の告示した割合）に年 1 %の割合を加算した割合をいう。</p>	期間	改定前の割合（年）	改定後の割合（年）	納期限後 1 月	改定前特例基準割合 （上限 7. 3 %）	改定後特例基準割合 + 1 % （上限 7. 3 %）	1 月経過後	1 4. 6 %	改定後特例基準割合 + 7. 3 % （上限 1 4. 6 %）
	期間	改定前の割合（年）	改定後の割合（年）							
納期限後 1 月	改定前特例基準割合 （上限 7. 3 %）	改定後特例基準割合 + 1 % （上限 7. 3 %）								
1 月経過後	1 4. 6 %	改定後特例基準割合 + 7. 3 % （上限 1 4. 6 %）								
議 案 番 号	第 53 号議案									
議 案 名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について									
摘 要	<p>地方税法の改正に伴うもの 26. 1. 1～</p> <p>引用している地方税法の条項名の変更 附則第 1 5 項中 「附則第 4 4 条の 2 第 3 項」 → 「附則第 4 4 条の 2 第 4 項及び第 5 項」 「第 3 6 条」 → 「第 3 5 条第 1 項」</p>									

内 容										
議 案 番 号	第 54 号議案									
議 案 名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について									
摘 要	<p>市税の延滞金の割合の改定に準じ、介護保険料の延滞金の割合を改定するもの 26. 1. 1～</p> <p>延滞金の割合の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>改定前の割合（年）</th> <th>改定後の割合（年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期限後 1 月</td> <td>改定前特例基準割合 （上限 7. 3 %）</td> <td>改定後特例基準割合 + 1 % （上限 7. 3 %）</td> </tr> <tr> <td>1 月経過後</td> <td>1 4. 6 %</td> <td>改定後特例基準割合 + 7. 3 % （上限 1 4. 6 %）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 改定前特例基準割合は、基準割引率（公定歩合）に年 4 % の割合を加算した割合をいう。 改定後特例基準割合は、貸出約定平均金利（租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により財務大臣の告示した割合）に年 1 % の割合を加算した割合をいう。</p>	期間	改定前の割合（年）	改定後の割合（年）	納期限後 1 月	改定前特例基準割合 （上限 7. 3 %）	改定後特例基準割合 + 1 % （上限 7. 3 %）	1 月経過後	1 4. 6 %	改定後特例基準割合 + 7. 3 % （上限 1 4. 6 %）
	期間	改定前の割合（年）	改定後の割合（年）							
納期限後 1 月	改定前特例基準割合 （上限 7. 3 %）	改定後特例基準割合 + 1 % （上限 7. 3 %）								
1 月経過後	1 4. 6 %	改定後特例基準割合 + 7. 3 % （上限 1 4. 6 %）								
議 案 番 号	第 55 号議案									
議 案 名	安城市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の制定について									
摘 要	<p>市税の延滞金の割合の改定に準じ、下水道事業に係る負担金の延滞金の割合を改定するもの 26. 1. 1～</p> <p>延滞金の割合の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>改定前の割合（年）</th> <th>改定後の割合（年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期限後 1 月</td> <td>改定前特例基準割合 （上限 7. 2 5 %）</td> <td>改定後特例基準割合 + 1 % （上限 7. 2 5 %）</td> </tr> <tr> <td>1 月経過後</td> <td>1 4. 5 %</td> <td>改定後特例基準割合 + 7. 2 5 % （上限 1 4. 5 %）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 改定前特例基準割合は、基準割引率（公定歩合）に年 4 % の割合を加算した割合をいう。 改定後特例基準割合は、貸出約定平均金利（租税特別措置法第 9 3 条第 2 項の規定により財務大臣の告示した割合）に年 1 % の割合を加算した割合をいう。</p>	期間	改定前の割合（年）	改定後の割合（年）	納期限後 1 月	改定前特例基準割合 （上限 7. 2 5 %）	改定後特例基準割合 + 1 % （上限 7. 2 5 %）	1 月経過後	1 4. 5 %	改定後特例基準割合 + 7. 2 5 % （上限 1 4. 5 %）
	期間	改定前の割合（年）	改定後の割合（年）							
納期限後 1 月	改定前特例基準割合 （上限 7. 2 5 %）	改定後特例基準割合 + 1 % （上限 7. 2 5 %）								
1 月経過後	1 4. 5 %	改定後特例基準割合 + 7. 2 5 % （上限 1 4. 5 %）								

内 容	
議 案 番 号	第 56 号議案
議 案 名	平成 2 5 年度安城市一般会計補正予算（第 1 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 57 号議案
議 案 名	平成 2 5 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第 1 号） 資料別添
議 案 番 号	第 58 号議案
議 案 名	工事請負契約の変更について
摘 要	平成 2 5 年第 1 回臨時会において議決された工事請負契約の額を変更するもの 市役所本庁舎耐震補強主体工事 変更前金額 323,400,000 円 変更後金額 325,087,350 円 増 額 1,687,350 円

内 容	
議 案 番 号	第 59 号議案
議 案 名	財産の取得について
摘 要	<p>小学校のコンピュータ教室用備品の更新</p> <p>種 類 教育用コンピュータ機器</p> <p>数 量 デスクトップ型パソコン 5 3 3 台 その他機器一式 (1 3 校分)</p> <p>契 約 金 額 86,940,000 円</p> <p>契約の相手方 岡崎市江口二丁目 7 番 1 3 号 教育産業株式会社岡崎営業所 所長 山 本 政 則</p> <p>契約の方法 条件付一般競争入札</p>
議 案 番 号	報告第 7 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 0 円 (相手方の請求権放棄による。)</p> <p>2 事 故 内 容</p> <p>(1) 発生日時 平成 2 5 年 2 月 2 6 日 午前 1 1 時 3 5 分ごろ</p> <p>(2) 発生場所 日進市蟹甲町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の店舗駐車場において、公用車が当該駐車場に入るため停車し待機していたところ、当該駐車場から出るため後退した相手方車両と接触したものの</p> <p>3 相手方の損害の程度 車体後部の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市 1 0 % 相手方 9 0 %</p> <p>5 専決年月日 平成 2 5 年 5 月 1 4 日</p>
議 案 番 号	報告第 8 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 2 1 3 , 7 2 1 円</p> <p>2 事 故 内 容</p> <p>(1) 発生日時 平成 2 5 年 4 月 2 6 日 午前 1 1 時 3 0 分ごろ</p> <p>(2) 発生場所 安城市桜町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の安城市役所の駐車場棟において、駐車していた区画から出るため後退した公用車が、後方に駐車中の相手方車両と接触したものの</p> <p>3 相手方の損害の程度 車体前部の損傷</p> <p>4 過失割合 安城市 1 0 0 % 相手方 0 %</p> <p>5 専決年月日 平成 2 5 年 5 月 1 5 日</p>

内 容									
議 案 番 号	報告第 9 号								
議 案 名	専決処分について								
摘 要	<p>街路樹管理瑕疵による事故の損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額</p> <p>(1) 相手方甲 74,638円</p> <p>(2) 相手方乙 21,315円</p> <p>(3) 相手方丙 257,250円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 平成25年2月11日 午前11時ごろ</p> <p>(2) 発生場所 安城市御幸本町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の市道において、走行中の相手方甲の車両が歩道から車道にせり出した街路樹の枝に衝突し、それにより折れて飛んだ枝が相手方乙のトレーラーに積載された特殊車両及び相手方丙の店舗に衝突したものの</p> <p>3 相手方の損害の程度</p> <p>(1) 相手方甲 車体左上部の損傷</p> <p>(2) 相手方乙 特殊車両の回転灯の損傷</p> <p>(3) 相手方丙 店舗の窓ガラスの損傷</p> <p>4 過失割合 安城市70%</p> <p>相手方甲30% 相手方乙0% 相手方丙0%</p> <p>5 専決年月日 平成25年5月17日</p>								
議 案 番 号	報告第 10 号								
議 案 名	継続費の通次繰越しについて								
摘 要	<p>一般会計 単位 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>継 続 費 総 額 各 年 度 予 算 額</th> <th>支 出 済 額</th> <th>残 額 (通次繰越額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15 民生費 10 児童福祉費 ゆたか保育園改築事業</td> <td>483,000,000 H24 27,000,000 H25 456,000,000</td> <td>10,800,000</td> <td>16,200,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	継 続 費 総 額 各 年 度 予 算 額	支 出 済 額	残 額 (通次繰越額)	15 民生費 10 児童福祉費 ゆたか保育園改築事業	483,000,000 H24 27,000,000 H25 456,000,000	10,800,000	16,200,000
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	継 続 費 総 額 各 年 度 予 算 額	支 出 済 額	残 額 (通次繰越額)					
15 民生費 10 児童福祉費 ゆたか保育園改築事業	483,000,000 H24 27,000,000 H25 456,000,000	10,800,000	16,200,000						

内 容																																																																									
議 案 番 号	報告第 11 号																																																																								
議 案 名	繰越明許費の繰越しについて																																																																								
摘 要	一般会計 単位 円																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>限 度 額</th> <th>翌年度繰越額</th> <th>うち未収入 特 定 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25 労働費 5 労働諸費 雇用対策定着事業</td> <td>5,100,000</td> <td>3,600,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>30 農林水産業費 5 農業費 単独県費土地改良事業</td> <td>11,970,000</td> <td>11,970,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設維持管理事業</td> <td>16,000,000</td> <td>16,000,000</td> <td>8,177,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 10 道路橋りょう費 道路整備事業</td> <td>206,653,000</td> <td>201,927,000</td> <td>45,388,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 15 河川費 河川維持管理事業</td> <td>22,800,000</td> <td>22,800,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 公園整備事業</td> <td>156,000,000</td> <td>156,000,000</td> <td>53,600,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 公園施設管理事業</td> <td>8,000,000</td> <td>7,109,000</td> <td>2,500,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 土地区画整理事業</td> <td>190,220,000</td> <td>153,246,000</td> <td>144,000,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地区画整理事業</td> <td>659,000,000</td> <td>659,000,000</td> <td>433,246,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業</td> <td>89,100,000</td> <td>88,981,000</td> <td>63,155,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 20 都市計画費 南明治第二土地区画整理事業</td> <td>220,000,000</td> <td>220,000,000</td> <td>142,438,000</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 25 下水道事業費 下水道事業</td> <td>160,200,000</td> <td>85,100,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>40 土木費 30 住宅費 住戸改善事業</td> <td>92,400,000</td> <td>92,400,000</td> <td>39,267,000</td> </tr> <tr> <td>50 教育費 10 小学校費 小学校施設改修事業</td> <td>398,000,000</td> <td>398,000,000</td> <td>114,850,000</td> </tr> <tr> <td>50 教育費 10 小学校費 小学校校舎整備事業</td> <td>148,000,000</td> <td>142,500,000</td> <td>99,140,000</td> </tr> <tr> <td>50 教育費 15 中学校費 中学校施設改修事業</td> <td>133,000,000</td> <td>133,000,000</td> <td>38,380,000</td> </tr> <tr> <td>50 教育費 30 保健体育費 屋外体育施設管理事業</td> <td>8,000,000</td> <td>6,255,000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源	25 労働費 5 労働諸費 雇用対策定着事業	5,100,000	3,600,000	0	30 農林水産業費 5 農業費 単独県費土地改良事業	11,970,000	11,970,000	0	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設維持管理事業	16,000,000	16,000,000	8,177,000	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路整備事業	206,653,000	201,927,000	45,388,000	40 土木費 15 河川費 河川維持管理事業	22,800,000	22,800,000	0	40 土木費 20 都市計画費 公園整備事業	156,000,000	156,000,000	53,600,000	40 土木費 20 都市計画費 公園施設管理事業	8,000,000	7,109,000	2,500,000	40 土木費 20 都市計画費 土地区画整理事業	190,220,000	153,246,000	144,000,000	40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地区画整理事業	659,000,000	659,000,000	433,246,000	40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業	89,100,000	88,981,000	63,155,000	40 土木費 20 都市計画費 南明治第二土地区画整理事業	220,000,000	220,000,000	142,438,000	40 土木費 25 下水道事業費 下水道事業	160,200,000	85,100,000	0	40 土木費 30 住宅費 住戸改善事業	92,400,000	92,400,000	39,267,000	50 教育費 10 小学校費 小学校施設改修事業	398,000,000	398,000,000	114,850,000	50 教育費 10 小学校費 小学校校舎整備事業	148,000,000	142,500,000	99,140,000	50 教育費 15 中学校費 中学校施設改修事業	133,000,000	133,000,000	38,380,000	50 教育費 30 保健体育費 屋外体育施設管理事業	8,000,000	6,255,000	0
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源																																																																					
	25 労働費 5 労働諸費 雇用対策定着事業	5,100,000	3,600,000	0																																																																					
	30 農林水産業費 5 農業費 単独県費土地改良事業	11,970,000	11,970,000	0																																																																					
	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路施設維持管理事業	16,000,000	16,000,000	8,177,000																																																																					
	40 土木費 10 道路橋りょう費 道路整備事業	206,653,000	201,927,000	45,388,000																																																																					
	40 土木費 15 河川費 河川維持管理事業	22,800,000	22,800,000	0																																																																					
	40 土木費 20 都市計画費 公園整備事業	156,000,000	156,000,000	53,600,000																																																																					
	40 土木費 20 都市計画費 公園施設管理事業	8,000,000	7,109,000	2,500,000																																																																					
	40 土木費 20 都市計画費 土地区画整理事業	190,220,000	153,246,000	144,000,000																																																																					
	40 土木費 20 都市計画費 南明治第一土地区画整理事業	659,000,000	659,000,000	433,246,000																																																																					
	40 土木費 20 都市計画費 住宅市街地総合整備事業	89,100,000	88,981,000	63,155,000																																																																					
	40 土木費 20 都市計画費 南明治第二土地区画整理事業	220,000,000	220,000,000	142,438,000																																																																					
	40 土木費 25 下水道事業費 下水道事業	160,200,000	85,100,000	0																																																																					
	40 土木費 30 住宅費 住戸改善事業	92,400,000	92,400,000	39,267,000																																																																					
50 教育費 10 小学校費 小学校施設改修事業	398,000,000	398,000,000	114,850,000																																																																						
50 教育費 10 小学校費 小学校校舎整備事業	148,000,000	142,500,000	99,140,000																																																																						
50 教育費 15 中学校費 中学校施設改修事業	133,000,000	133,000,000	38,380,000																																																																						
50 教育費 30 保健体育費 屋外体育施設管理事業	8,000,000	6,255,000	0																																																																						

内 容													
議案番号	報告第12号												
議案名	繰越明許費の繰越しについて												
摘要	下水道事業特別会計 単位 円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>限 度 額</th> <th>翌年度繰越額</th> <th>うち未収入 特 定 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 下水道事業費 10 下水道建設費 下水道整備事業</td> <td>227,400,000</td> <td>142,300,000</td> <td>142,300,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源	5 下水道事業費 10 下水道建設費 下水道整備事業	227,400,000	142,300,000	142,300,000				
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源									
5 下水道事業費 10 下水道建設費 下水道整備事業	227,400,000	142,300,000	142,300,000										
議案番号	報告第13号												
議案名	繰越明許費の繰越しについて												
摘要	安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計 単位 円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>限 度 額</th> <th>翌年度繰越額</th> <th>うち未収入 特 定 財 源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 安城桜井駅周辺特定土地区画整 理費 5 土地区画整理費 土地区画整備事業</td> <td>345,000,000</td> <td>299,268,000</td> <td>263,090,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源	5 安城桜井駅周辺特定土地区画整 理費 5 土地区画整理費 土地区画整備事業	345,000,000	299,268,000	263,090,000				
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	限 度 額	翌年度繰越額	うち未収入 特 定 財 源									
5 安城桜井駅周辺特定土地区画整 理費 5 土地区画整理費 土地区画整備事業	345,000,000	299,268,000	263,090,000										
議案番号	報告第14号												
議案名	予算の繰越しについて												
摘要	水道事業会計 単位 円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 (款 ・ 項) 事 業 名</th> <th>予算計上額</th> <th>支 払 義 務 発 生 額</th> <th>翌年度繰越額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 資本的支出 10 建設改良費 地震防災施設緊急整備事業</td> <td>713,360,000</td> <td>234,360,000</td> <td>479,000,000</td> </tr> <tr> <td>4 資本的支出 10 建設改良費 配水管布設事業</td> <td>77,060,000</td> <td>17,060,000</td> <td>60,000,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額	4 資本的支出 10 建設改良費 地震防災施設緊急整備事業	713,360,000	234,360,000	479,000,000	4 資本的支出 10 建設改良費 配水管布設事業	77,060,000	17,060,000	60,000,000
	区 分 (款 ・ 項) 事 業 名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度繰越額									
4 資本的支出 10 建設改良費 地震防災施設緊急整備事業	713,360,000	234,360,000	479,000,000										
4 資本的支出 10 建設改良費 配水管布設事業	77,060,000	17,060,000	60,000,000										

内 容	
議 案 番 号	報告第 15 号
議 案 名	安城市土地開発公社の経営状況の報告について
摘 要	1 平成 2 4 年度事業報告及び決算
	[事業報告]
	取得 7,811.12 m ² 市道里長根 3 号線用地取得事業用地 安城南明治土地 519,856,681 円 画整理事業用地 文化財保護事業用地 その他公共用地
	処分 15,856.69 m ² 中間処理施設用地取得事業用地 安城南明治土地 915,060,093 円 画整理事業用地 中部福祉センター駐車場用地取得事業用地 その他公共用地
	[決 算]
	収益的収入 915,948,336 円 資本的収入 532,150,000 円
	収益的支出 915,564,220 円 資本的支出 1,396,506,681 円
	2 平成 2 5 年度事業計画及び予算
	[事業計画]
	取得 2,393 m ² 安城南明治土地画整理事業用地 準用河川郷東川用 217,659 千円 地取得事業用地 市道里長根 3 号線用地取得事業用地
処分 5,243 m ² 市道里長根 3 号線用地取得事業用地 安城南明治土地 391,890 千円 画整理事業用地 準用河川郷東川用地取得事業用地	
[予 算]	
収益的収入 392,660 千円 資本的収入 294,748 千円	
収益的支出 392,419 千円 資本的支出 609,549 千円	

内 容																					
議 案 番 号	報告第 16 号																				
議 案 名	三河安城駐車場株式会社の経営状況の報告について																				
摘 要	<p>1 第 1 9 期（平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで）事業報告及び決算</p> <p>[事業報告]</p> <p>(1) MAパーク駐車場（時間貸一般駐車場）</p> <p>ア 管理運営を株式会社あいち中央サービス及び総合警備保障株式会社に委託</p> <p>イ 利用台数 一般利用 延べ 58,893 台</p> <p>ウ 販売促進活動（割引料金の継続、情報誌にサービス券の引換券の掲載等）の実施</p> <p>(2) MAプラザ（貸事務所・貸店舗）</p> <p>ア 施設管理を株式会社あいち中央サービス及び総合警備保障株式会社に委託</p> <p>イ テナント 5 社の入居（賃貸面積 291.16 坪）</p> <p>ウ 入居促進活動（テナント募集のDM発送及び広告掲載）の実施</p> <p>[決 算]</p> <table> <tr> <td>営業収入</td> <td>114,059,703 円</td> <td>営業外収入</td> <td>13,240,928 円</td> </tr> <tr> <td>営業支出</td> <td>109,937,947 円</td> <td>営業外支出</td> <td>4,768,899 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">当期純利益</td> <td colspan="2">6,846,455 円</td> </tr> </table> <p>2 第 2 0 期（平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで）事業計画及び予算</p> <p>[事業計画]</p> <p>(1) MAパーク駐車場</p> <p>ア 管理運営を株式会社あいち中央サービスに委託</p> <p>イ 防犯対策として、総合警備保障株式会社に委託</p> <p>ウ MAパーク駐車場利用拡大方策実施要領に基づいた活動を行い、利用台数及び利用料の増加を図る。</p> <p>エ 市場調査を定期的の実施・分析して販売促進活動に努める。</p> <p>(2) MAプラザ</p> <p>ア 空室になった貸事務所の入居促進活動に努める。</p> <p>イ 施設管理を株式会社あいち中央サービスに委託</p> <p>ウ 防犯対策として、総合警備保障株式会社に委託</p> <p>[予 算]</p> <table> <tr> <td>営業収入</td> <td>114,781 千円</td> <td>営業外収入</td> <td>5,580 千円</td> </tr> <tr> <td>営業支出</td> <td>111,333 千円</td> <td>営業外支出</td> <td>4,433 千円</td> </tr> </table>	営業収入	114,059,703 円	営業外収入	13,240,928 円	営業支出	109,937,947 円	営業外支出	4,768,899 円	当期純利益		6,846,455 円		営業収入	114,781 千円	営業外収入	5,580 千円	営業支出	111,333 千円	営業外支出	4,433 千円
	営業収入	114,059,703 円	営業外収入	13,240,928 円																	
営業支出	109,937,947 円	営業外支出	4,768,899 円																		
当期純利益		6,846,455 円																			
営業収入	114,781 千円	営業外収入	5,580 千円																		
営業支出	111,333 千円	営業外支出	4,433 千円																		

内 容	
議 案 番 号	報告第 17 号
議 案 名	公益財団法人安城都市農業振興協会の経営状況の報告について
摘 要	<p>1 平成 2 4 年度事業報告及び決算</p> <p>[事業報告]</p> <p>平成 2 4 年度入園者数 511,237 人 開園以来の入園者数 9,033,389 人 日本デンマークと言われた安城市の伝統を生かし、人と環境にやさしい公園として定着を図るとともに、花とみどりで心が癒され、来園者の視点で楽しめる公園を目指し、次の事業を遂行</p> <p>都市農業振興並びに地場産業発展事業 市民園芸の普及と体験講座事業 花とみどりのまちづくり事業 物品販売等事業 施設等管理事業</p> <p>また、次の各施策を中期計画（平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで）の初年度として着実に遂行</p> <p>楽しさと驚きの提供 観光資源としての農業振興 地域の活性化に寄与できる観光施設づくり 暮らしにゆとりとおいしいの提案 花とみどりで癒され笑顔になれる空間づくり 暮らしに役立つ情報の発信 人にやさしく美しく保たれた公園づくり 身近な環境情報の発信 チャレンジできる組織づくり</p> <p>[決 算]</p> <p>収入 703,117,352 円 支出 683,724,203 円</p>
	<p>2 平成 2 5 年度事業計画及び予算</p> <p>[事業計画]</p> <p>指定管理者として公園の適正な管理を行うとともに、本質的な魅力を高め公園の活性化を図るため、各事業を推進 また、中期計画の第 2 年度として各施策を着実に実施</p> <p>[予 算]</p> <p>収入 700,040 千円 支出 695,487 千円</p>

内 容	
議 案 番 号	同意第 4 号
議 案 名	公平委員会委員の選任について
摘 要	<p>委員 稲垣英夫及び鈴木勝代の任期満了（平成 2 5 年 6 月 1 9 日）に伴う後任の選任</p> <p>公平委員会委員 任期 4 年 定数 3 人 要件 人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関し識見を有する者</p>
議 案 番 号	諮問第 1 号
議 案 名	人権擁護委員の推薦について
摘 要	<p>委員 山口俊雄及び岩月浩治の任期満了（平成 2 5 年 9 月 3 0 日）に伴う後任の推薦</p> <p>人権擁護委員 任期 3 年 現在の委員数 8 人 要件 本市議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者（社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等）又は弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、若しくはこれを支持する団体の構成員</p>